

視聴覚ライブラリー教材・教具貸出要領

1. 教材・教具は原則として、越前市民を対象とした教育あるいは公益のための使用で、次の各号に該当しないと認められる場合に使用できます。
 - 個人使用
 - 営利目的の使用
 - 特定の政党、宗教活動のための使用
 - その他不適當と認められる使用
2. 教材・教具を借りる場合、「教材教具借用申請・報告書」を一週間前に提出して下さい。用紙は生涯学習センターにあります。
3. 教材・教具の貸出期間は原則として一週間以内です。なお、返却の際に「教材教具借用申請・報告書」の使用報告をして下さい。
4. 貸出しを受けた教材・教具は、また貸しをしないで下さい。
5. 貸出しを受けた教材・教具を紛失または破損した場合は、その損害を賠償していただきます。
6. 16ミリフィルム映写機を使用する場合は、福井県教育委員会の16ミリ映写機操作免許を有する人が操作して下さい。
7. 著作権等により貸し出しできない教材もあります。